

平成30年度
福島町議会定例会
1月会議議案

福島町

議案第45号

福島町町内会館管理条例の制定について

福島町町内会館管理条例を次のように定める。

平成31年1月25日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町町内会館管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域住民の福祉の増進を図り、地域コミュニティ活動を推進することを目的として、町内会館の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 町内会館の名称及び位置は別表1のとおりとする。

(管理及び運営)

第3条 町長は、施設を管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運営を行うものとする。ただし、施設の管理は町内会館の所在する町内会へ委託することができる。また、一つの施設を共同で使用する場合、対象となる町内会双方が協議し、いずれかの町内会へ委託することができる。

(使用及び利用)

第4条 町内会館は、第1条の目的を達成しようとする者の使用に供する。

2 町長は、第1条の目的を妨げない範囲において、町内会活動、諸団体の会議、町民の集会及び催し等に使用させることができる。

3 前項の規定により町内会館を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

4 使用の許可を受けた者は、これを転貸してはならない。

(使用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は変更し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき

(2) 使用の目的に違反したとき

(3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき

(4) 施設及び設備を破損、汚損又は滅失するおそれがあると認めるとき

(5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき

(6) その他町長が不相当と認めるとき

(使用料)

第6条 使用地区の町内会が使用する場合は無料とする。ただし、その目的が私用に属するもの又は町長において使用料を徴することが適当と認める場合は、別表2に定めるところにより使用料を徴収するものとする。

2 使用料は前納しなければならない。

(使用料の返還)

第7条 すでに納付された使用料は、返還しないものとする。ただし、次の各号に該当する場合、町長はその全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責に帰することができない理由により、使用不能となったとき
- (2) その他町長が町内会館の管理上必要と認めたとき

(賠償)

第8条 使用者が建物、設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の指示するところにより損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、これを免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、町内会館の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、宮歌・豊浜町内会館の管理については、平成31年2月1日から施行する。

(福島町生活館管理条例の廃止)

2 福島町生活館管理条例(昭和46年福島町条例第17号)は、廃止する。

(福島町母と子の家管理条例の廃止)

3 福島町母と子の家管理条例(昭和47年福島町条例第18号)は、廃止する。

(福島町コミュニテイセンター条例の廃止)

4 福島町コミュニテイセンター条例(昭和57年福島町条例第12号)は、廃止する。

(福島町ふれあいセンター設置条例の廃止)

5 福島町ふれあいセンター設置条例(平成10年福島町条例第16号)は、廃止する。

(福島町寿の家管理条例の廃止)

6 福島町寿の家管理条例(昭和48年福島町条例第35号)は、廃止する。

別表 1

名称	位置	使用町内会
宮歌・豊浜町内会館	福島町字宮歌 637 番地 29	宮歌・豊浜
松浦・吉野町内会館	福島町字松浦 389 番地 1	松浦・吉野
館崎生活館	福島町字館崎 675 番地 1	館崎 2・3
日向生活館	福島町字日向 460 番地	日向 1・2
塩釜生活館	福島町字塩釜 49 番地 5	塩釜
浦和生活館	福島町字浦和 286 番地	浦和
浜中母と子の家	福島町字月崎 265 番地 19	月崎 1
月崎母と子の家	福島町字月崎 363 番地 47	月崎 2
緑町母と子の家	福島町字月崎 318 番地 16	緑町
三岳母と子の家	福島町字三岳 200 番地 2	三岳 1
丸山コミュニティセンター	福島町字月崎 363 番地 79	丸山
白符ふれあいセンター	福島町字白符 565 番地 1	白符
三岳寿の家	福島町字三岳 503 番地 1	三岳 2

別表 2

区分	使用料	設定	備考
半日間使用	2,000円	1日：4時間以内の使用の場合	全施設共通
1日間使用	4,000円	1日：4時間以上の使用の場合	

ただし、営利を目的とする使用の場合は、本表の2倍の額とする。

議案第46号

平成30年度福島町一般会計補正予算（第7号）

平成30年度福島町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,687千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,373,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年1月25日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 繰 入 金		490,202	3,687	493,889
	2 基 金 繰 入 金	479,896	3,687	483,583
歳 入 合 計		4,369,807	3,687	4,373,494

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		505,917	107	506,024
	1 社 会 福 祉 費	403,289	107	403,396
10 教 育 費		258,155	3,580	261,735
	1 教 育 総 務 費	109,873	3,580	113,453
歳 出 合 計		4,369,807	3,687	4,373,494

歲入歲出預算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 繰入金	490,202	3,687	493,889
歳入合計	4,369,807	3,687	4,373,494

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 民生費	505,917	107	506,024				107
10 教育費	258,155	3,580	261,735				3,580
歳出合計	4,369,807	3,687	4,373,494				3,687

歳

入

2 歳入

16款 繰入金

2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	242,878	3,687	246,565	1 財政調整基金繰入金	3,687	財政調整基金繰入金 3,687
計	479,896	3,687	483,583			

歳

出

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国道支出金	定 地方	財 債	源 その他	区	金額	
3 生活館等管理費	45,783	107	45,890				107	11 需用費	102	生活館等管理費 11 消耗品費 60 11 燃料費 20 11 光熱水費 22 12 各種手数料 5
計	403,289	107	403,396	0	0	0	107	12 役務費	5	

1 0 款 教育費

1 項 教育総務費

3 教育振興費	40,899	3,580	44,479				3,580	21 貸付金	3,580	奨学資金貸付費 21 奨学資金貸付金 3,580
計	109,873	3,580	113,453	0	0	0	3,580			